

総合運動公園・アルパス照明設備賃貸借

公募型プロポーザル実施要項

令和7年6月

鹿角市

目次

1. 事業の目的	1
2. 事業概要	1
3. 事業者が行う業務の範囲	2
4. 事業場所	3
5. 契約者	3
6. 優先交渉権者決定からサービス開始までのスケジュール（予定）	3
7. 応募要件	3
8. 応募に関する留意事項	6
9. 事業者選定の流れ	6
10. 全体スケジュール（予定）	7
11. 審査・結果の通知	9
12. 留意事項	10
13. 入札参加資格申請受付に関する事項.....	11
14. 予想されるリスク分担表	12
15. 契約に関する事項	13
16. 提案書類作成要領	14
17. 提供（閲覧）資料等	15

別添 提出書類様式

1. 事業の目的

総合運動公園・アルパス（トレーニングセンター、テニスコート）（以下「本施設」という。）に設置されている照明器具は、一部を除き建築時に設置されたものであり、設置から相当期間経過し、経年劣化による今後の維持管理が課題となっている。

また、この間、行政運営における環境負荷の低減の必要性や電気料金の値上げなどによる財政負担の増加などが課題となっていることから、公共施設等で今日広く導入されている、省エネルギー・長寿命のLED照明器具への更新が必要と考えている。

そこで、対象施設の照明設備のLED化にあたり、民間企業のノウハウ、資金、技術力を活用した総合運動公園・アルパス照明設備賃貸借（以下「本事業」という。）を実施し、対象施設の既存照明設備をLED照明へと更新することで、環境にやさしいまちづくりを推進するものである。

については、対象施設への照明設備導入計画の策定、交換工事、保守・維持管理に関する事業者からの提案を受け、鹿角市（以下「市」という。）にとって最も優れていると考えられる提案を選定するため、本募集を実施するものである。

審査の結果、最も優れている提案を行った応募者（以下「優先交渉権者」という。）は、市と契約締結に向け協議を行い、合意に至った場合、リース契約を締結し、本事業を実施する。

2. 事業概要

(1) 事業名称

総合運動公園・アルパス照明設備賃貸借

(2) 契約方式及び年数

付帯サービス付きリース契約（以下「リース契約」という。）

契約年数 10年

(3) 事業内容

対象施設の照明器具の設置状況を踏まえて自ら行った提案を基に、本事業に係るLED照明器具の設置、保守及び維持管理等を含め、市と合意した内容でリース契約を締結する。

本事業の契約期間内においては、募集趣旨目的達成のため整備するLED照明設備等（以下「本設備」という。）を善良なる注意義務をもって、自らの費用負担により、以下の各種サービスを提供するものとする。

- ① 本設備の設置に係る計画、施工、施工管理
- ② 既設照明のLED照明への更新、廃棄処分
- ③ 本設備の維持管理、保証（無償修繕等）
- ④ リース契約終了後の本設備の市への所有権帰属
- ⑤ その他、本事業実施に伴い必要となる事項

(4) 予算限度額（消費税及び地方消費税を含む）

総額 52,404,000円（10年間のリース料金）

(5) 担当課

〒018-5292 秋田県鹿角市花輪字荒田4番地1
鹿角市 教育委員会 スポーツ振興課

電話：0186-30-0297 F A X：0186-22-0888

E-Mail：sports@city.kazuno.lg.jp

3. 事業者が行う業務の範囲

業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 本設備の設置に係る計画、施工、施工管理
 - ① 関係諸法規を遵守しつつ、本事業のメリットを最大限に享受できる施工計画の策定及び施工・施工管理の実施
 - ② 関係諸法規を遵守しつつ、施設業務への支障や従業員・利用者への不便が生じないよう十分配慮した施工計画の策定及び施工・施工管理の実施
 - ③ 関係諸法規を遵守しつつ、作業の安全に十分配慮した施工・施工管理の実施
- (2) 既設照明器具の撤去、廃棄処分
 - ① 関係諸法規を遵守しつつ、撤去工事の施工・施工管理の実施
 - ② 撤去した設備（蛍光灯、器具本体など）については、関係法令に基づき適切な処分を行うこと
- (3) 本設備の維持管理、保証（無償修繕等）
 - ① 市からの修繕依頼にもとづき、本設備の調査・修繕を行う。
 - ② 照明器具に関する市からの連絡に対して対象器具の特定が行えるよう、設置箇所及び設置した照明器具が分かる一覧資料等による管理体制を整備すること。
 - ③ 市からの連絡受付体制を整備するものとし、市からの修繕依頼を受け付けること。なお、連絡を受けた時は3日以内（土日祝日を除く）に状況を確認し、その結果修繕等が必要な場合は速やかに実施すること。
 - ④ 費用負担について
 - (ア) 事業者が費用負担する場合
 - ・本設備の製品として不具合による故障
 - ・本設備の取付け、施工不具合による故障
 - ・火災、盗難、落雷、いたずらなど、動産総合保険の適用範囲の事象による損害
 - (イ) 当市が費用負担する場合
 - ・対象施設での清掃・設備保守等で市又は市の依頼による作業者の責による損害
 - ・故意又は過失、暴動、地震、噴火、津波、原子力など、動産総合保険の適用範囲外による損害
 - (ウ) 上記（ア）及び（イ）以外に起因する損害については市と事業者の協議によりその費用負担を決定する。
 - ⑤ 本設備について、事業者の負担により動産総合保険に加入すること。
- (4) リース契約終了後の本設備所有権の帰属

リース契約終了後、事業者の設置した本設備の所有権帰属については契約にもとづき履行すること。

(5) 地元事業者の活用

既存設備の撤去工事、LED照明の設置工事及び維持管理において、市内地元電気工事業者の活用を優先的に行い、地域への経済波及効果に資するよう配慮すること。

4. 事業場所

No.	対象施設	住所
1	総合運動公園・アルパス	秋田県鹿角市花輪字百合沢 81-1

5. 契約者

鹿角市

6. 優先交渉権者決定からサービス開始までのスケジュール（予定）

- (1) 優先交渉権者の決定 令和7年8月上旬
- (2) リース契約の締結 令和7年8月中旬
- (3) LED化工事 令和7年9月上旬から令和8年3月31日
- (4) リース・維持管理開始日 令和8年4月1日
(早期設置完了した場合は設置完了日から120ヶ月)

7. 応募要件

(1) 応募者の資格要件

- ① 応募者は、本事業を行う能力を有し、かつ、法人格を有する単体企業又はグループ（それぞれが法人格を有する複数の企業の共同）とする。
- ② グループで応募する場合は、事業役割を担い、契約者となる代表者を1者選定する。
なお、各構成員は、他のグループの構成員として本プロポーザルに参加することはできない。また、構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合であって当市との協議により市が認めたときは、この限りでない。
- ③ 参加表明時、応募者の構成員すべてを明らかにし、各々の役割分担を明確にする。
- ④ 応募者は、応募を含むそれ以降の提案に係る諸手続き及び契約等に係る諸手続きを行う。

(2) 応募者の役割

- ① 応募者は、次の役割をすべて担い、グループの場合は各構成員が次の役割を分担する。

(ア) 事業役割

市とのリース契約締結等の諸手続きを行い（市との対応窓口）、事業遂行のすべての責を負う。

(イ) 施工役割

施工に関する業務をすべて実施する。

(ウ) その他役割

上記（ア）～（イ）以外の調査設計、維持管理、本設備の供給等に関する業務を各々実施する。

- ② 事業役割を担う企業、施工役割を担う企業、その他役割を担う企業が異なる場合には、適正な契約を締結し市に報告すること。
- ③ 事業役割が複数の企業で構成される場合は、企業間の事業役割に関する合意書（任意様式）を別途市に提出すること。なお、その合意書には、事業役割の構成企業全社が、市に対し連帯責任を負う旨を示す条項を含むこと。また、事業役割の構成企業のうち1者を代表者として市との対応窓口とし、契約等諸手続きを行うものとする。

(3) 応募者の資格

応募者の資格要件は、次のとおりとする。なお、グループの場合は、グループとしてこれらの要件を満たすこと。

- ① 応募者は、参加表明書及び資格確認書類により、本要項の内容を十分に遂行できると認められる者であること。
- ② 応募者は、事業運営、維持管理など、円滑に行うため迅速に対応できる者であること。
- ③ 事業役割を担う構成員は、令和7・8年度鹿角市入札参加有資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録されていること。
- ④ 事業役割を担う構成員は、地方公共団体とリース契約実績を複数有していること。
- ⑤ 施工役割を担う構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく電気工事に係る監理技術者が所属する者であること。
施工役割を担う構成員は、建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（参加表明書提出日において審査基準日から2年以内かつ有効なもの）の総合評定値の通知を受けている者であること。
- ⑥ 施工役割を担う構成員は、名簿の「電気設備工事」に登録されている事業者で、鹿角市内に本社（店）を有していること。
- ⑦ グループでの参加で本担当役割が複数となった場合、全ての構成員は名簿の「電気設備工事」に登録されている事業者で、鹿角市内に本社（店）を有していること。
- ⑧ 施工役割の下請業者又は協力事業者の選定に当たっては、可能な限りLED照明更新工事の実績のある地元業者を優先し、地域への経済波及効果に資するように配慮すること。
- ⑨ その他役割を担う構成員は、名簿に登録されている事。
- ⑩ その他役割を担う構成員は、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人を含む。）又は秋田県内の地方公共団体の類似事業の中で、維持管理業務の業務実績を有していること。

(4) 応募者の制限

次に掲げる者は、応募者又は応募者の構成員となることはできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- ② 本募集要項の配布日から事業提案書提出までの期間に、鹿角市有資格業者に対する指名停止に関する要綱に定める指名停止要件に該当する者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条及び鹿角市建設工事等暴力団排除措置要綱に定める指名回避措置要件に該当する者

- ④ 本募集要項の配布日から事業提案書提出までの期間に、建設業法第 28 条第 3 項若しくは第 5 項の規定による営業停止処分を受けている者
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 3 条又は第 4 条の規定に基づき、都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者
- ⑥ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による民事再生手続開始の申し立てをしている者
- ⑦ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申し立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件（以下「更生事件」という。）に係わる同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という）第 30 条第 1 項及び第 2 項の規定による更生手続開始の申し立てを含む。以下「更生手続開始の申し立て」という。）をしている者又は申し立てをなされている者。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係わる旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者がその者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の承認の決定（旧更生事件に係わる旧法に基づく更生計画承認の決定を含む。）があった場合においては、更生手続開始の申し立てをしなかった者又は更生手続の申し立てをなされなかった者とみなす。
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号の規定による暴力団及び同条第 6 号の規定による暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者ではないこと。
- ⑨ 応募資格申請書に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- ⑩ 不正な手段を用いて本事業を誹謗し、又は事業の公正な進行を妨げる者若しくは妨げた者
- ⑪ 法人税、事業税、地方税を滞納している者

8. 応募に関する留意事項

- (1) 応募に関するすべての書類の作成及び提出に関する費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。
- (3) 当市は参加者に無断で本事業以外の目的で提出書類を使用、又は第三者への提供は行わない。
- (4) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権などの日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。
- (5) 対象となる本施設は、建設から相当年数が経っており、照明図面等の現存する図面は不明瞭であり、また現存しない施設も多くあることから、提案にあたっては現地調査を必要とするものであることに留意する。
- (6) 応募者は、1 つの提案しか行うことができない。
- (7) 応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。
- (8) 応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合であって市との協議により市が認めたときは、この限りでない。

- (9) 提案書の提出後は、加筆、修正及び差し替えは認めない。なお、本提出書類について、後日参考資料を求めることがある。
- (10) 参加表明書又は提案書に虚偽の記載があったと認められる場合、若しくは重要な事実について記載しなかった場合は、当該提案書等は無効とする。
- (11) 市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。
また、応募者は、応募に当たって知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (12) 提出書類の提出期限を順守すること。遅延した書類は受理しない。

9. 事業者選定の流れ

(1) 応募資格要件の確認及び提案要請

参加表明をした者の応募資格要件を確認し、資格要件を満たした応募者に提案書の提出を文書で要請する。

(2) 最優秀提案者及び優秀提案者の選定

選定委員会により提案内容を審査し、最優秀提案者及び優秀提案者を選定する。

(3) 詳細協議

優先交渉権者は、事業計画、最終提案書作成及び契約書を締結するまでの諸条件について、市と協議を進めるものとする。

(4) 事業者の選定

優先交渉権者は、当市と協議を行い、協議が整えばリース契約を締結し、契約事業者となる。なお、契約までの費用については優先交渉権者の負担とする。

(5) 事務局

本事業の提案募集に関する事務局は、次のとおりとする。

所在地：〒018-5292 秋田県鹿角市花輪字荒田4番地1

担当窓口：鹿角市 教育委員会 スポーツ振興課

電話：0186-30-0297 F A X：0186-22-0888

E-Mail：sports@city.kazuno.lg.jp

10. 全体スケジュール（予定）

- (1) 本事業は、次の日程で行う。ただし変更となる場合がある。

項 目	日 程
プロポーザル広告 募集要項の配布（ホームページで公開）	令和7年6月18日（水）～7月2日（水）
募集要項に関する質問受付	令和7年6月18日（水）～7月2日（水）
質問の回答	令和7年7月9日（水）
参加表明書受付	令和7年6月18日（水）～7月11日（金）
資格審査結果通知	令和7年7月16日（水）
提案書受付	令和7年7月16日（水）～7月30日（水）
プレゼンテーション、優先交渉権者の選定	令和7年8月上旬

審査結果通知	令和7年8月上旬
詳細協議・契約締結	令和7年8月中旬
各施設照明器具 LED 化工事	令和7年9月上旬～令和8年3月31日迄
本設備のリース開始・維持管理等	令和8年4月1日

(2) 本事業の提案募集に係る手続き

① 募集要項の配布

募集要項は、当市のホームページに掲載する。

(「総合運動公園・アルパス照明設備賃貸借」に係るプロポーザルの実施について)

② 質問受付・回答

本募集要項等に関する質問受付・回答は、次により行う。

(ア) 質問方法

質問書【様式第2号】を使用し、質問対象の引用文(章名及び頁番号)及び質問内容を具体的に記載することとし、質問受付は電子メールのみとする。なお件名は、「総合運動公園・アルパス照明設備賃貸借(〇〇社)」とし、電子メール送信後、電話で電子メールの到着確認をすること。

(イ) 提出先

鹿角市 教育委員会 スポーツ振興課

E-Mail : sports@city.kazuno.lg.jp

受付時間 令和7年6月18日(水)から7月2日(水)まで

但し、受信確認は、土日祝日を除く午前9時から午後5時まで

(正午から午後1時までの間を除く)

(ウ) 質問への回答

受付期間終了後、準備が出来次第、質問者全員に電子メールで回答するものとし、口頭での個別対応は行わない。

7月9日(水)に鹿角市ホームページに質問内容と回答を公表するものし、口頭での個別対応は行わない。

(3) 参加表明書及び資格確認書類の提出

応募者は、次により参加表明書及び資格確認に必要な書類を持参する。

① 受付期間 令和7年6月18日(水)から7月11日(金)まで

受付時間は、土日祝日を除く午前9時から午後5時まで

(正午から午後1時までの間を除く。)

② 受付場所 鹿角市 教育委員会 スポーツ振興課

③ 参加表明書及び資格確認書類

応募者は、提出書類に書類符号を記した表紙とインデックスを付けA4縦ファイルに綴じたものを2部(正本・副本)提出すること。なお、代表者又はグループ構成員の代表者が支店・営業所等の代表者(〇〇支店長等)となる場合は、委任状を添付すること。

(ア) 参加表明書【様式第3号】

グループで参加の場合は、代表者名で作成すること。

(イ) グループ構成表【様式第4号】

応募者の構成員を明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。

(ウ) 会社概要【様式第5号】

所在地、直近決算の状況、職員数、営業年数、その他について記載すること。

※各社が印刷している「パンフレット」等があれば適宜添付のこと。

(エ) 商業登記簿謄本（受付日前3カ月以内に発行されたもの、写し可）

(オ) 納税証明書（写し可）

最新決算報告をした事業年度の確定申告分の法人税、法人事業所税の納税証明書を各1通、複数の事業所がある場合は、本社所在地の官公庁が発行する納税証明書を提出すること。

(カ) 財務諸表（写し可）

最新決算報告をした事業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書など財務諸表を綴じたもの。

(キ) 同種事業等の実績【様式第6号の1～3】

国又は地方公共団体など公共施設LED化事業の実績

※市内事業者で同種事業等の実績が無い場合、公共施設におけるLED工事の契約書を添付することで実績ありとみなすこととする。

(ク) 経営事項審査結果通知書

施工役割を担う者は、「経営事項審査結果通知書（参加表明書提出日において審査基準日から1年7ヶ月以内かつ有効なもの）」の写しを提出すること。

(ケ) 有資格技術職員内訳表【様式第7号】

(コ) 各役割の責任者業務実績表【様式第8号】

(サ) 暴力団排除に関する誓約書【様式第9号】

(4) 参加資格確認結果通知

参加資格確認結果は、文書（電子メール）で市から応募者（代表者）に通知する。

なお、提案書の提出者として資格が確認された者については、次のとおり提案要請書を郵送する。

通知日 令和7年7月16日（水）

(5) 提案書の提出

提案要請書を通知された応募者は、当市が提供する配布資料を基に、「15. 提案書類作成要領」に従い提案書を作成し、事務局へ持参すること。

① 受付期間 令和7年7月16日（水）から7月30日（水）まで

受付時間は、土日祝日を除く午前9時から午後5時まで

（正午から午後1時までの間を除く。）

② 受付場所 鹿角市 教育委員会 スポーツ振興課

(6) 参加を辞退する場合

提案要請書の通知を受けた応募者が以降の参加を辞退する場合は、提案書受付締切日の午後 5 時までに、提案辞退届【様式第 10 号】を 1 部、事務局に持参又は郵送（必着）で提出すること。

11. 審査・結果の通知

(1) 審査

別に定める選定委員会が、応募者からの提案書類及びプレゼンテーションの内容をもとに、事業の課題に対する提案、事業の実施方針、使用器具、工事体制、維持管理体制、環境・安全性への配慮などの観点から総合的に審査を行い、最優秀提案者 1 者を選定する。なお、審査においては、次の事項を重視する。

- ① 市の計画通り事業実行が可能であり、具体的に確認できること。
- ② 市内事業者が本事業に主体的に参加しており、具体的に確認できること。
- ③ 事業費用（付帯サービス付きリース料）の内訳が妥当であること。
- ④ 事業者の企業状況や経営状況、事業実績の信頼性が高く、具体的に確認できること。
- ⑤ 採用される LED 照明器具は、規格、品質が信頼に足る国内メーカーの製品であり、具体的に確認できること。
- ⑥ 工程管理が確実に行われ、施工管理体制が通常時・緊急時とも明確になっていること。
- ⑦ 調光制御システム等の採用により消費電力削減についての提案があり、その実現について具体的に確認できること。
- ⑧ 対象施設における業務及び従業員・利用者への配慮（居ながら施工、騒音への配慮等）が十分であり、また災害時の緊急対策も明確・安心できるものであること。
- ⑨ リース契約期間中、LED 照明器具の主要な資機材の機能維持（無償修理・交換）保証があること。
- ⑩ 本事業を開始後における迅速な故障復旧体制が構築されていること。
- ⑪ 関連法規及び行政機関の指導を遵守した工事体制となっていること。
- ⑫ リース期間終了後の対策など、その他有益となる対策があれば提案すること。

(2) 審査の流れ

本事業の提案書の審査にあたっては、以下の要領で行う。

- ① 応募者からの提案書類及びプレゼンテーションをもとに、提案内容を審査する。
- ② 審査の結果、総合得点の最も大きい提案をした応募者を最優秀提案者とし、リース契約に向けての優先交渉権者とする。また、次点を優秀提案者とし、次点交渉権者とする。
- ③ 総合得点の最も高い提案をした応募者が複数存在した場合（同得点 1 位）、委員長を除く選定委員会委員の多数決をもって、優先交渉権者を決定する。同数の場合は、委員長が決定する。

(3) プレゼンテーション

- ① プレゼンテーションは、提出した提案書の内容を具体的に説明すること。
- ② プレゼンテーションは、1 応募者あたり 30 分以内（説明 20 分、質疑応答 10 分）を予定している。
- ③ プレゼンターは、4 名以内とする。

- ④ プレゼンテーション審査の日時、場所は、参加表明書提出後に通知する。
 - ⑤ パソコン、その他説明に必要なものがある場合は、参加者が用意する。
- (4) 審査の結果通知
- ① 審査結果は、応募者に文書で通知する。電話等による問い合わせには応じない。
 - ② 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。
 - ③ 審査結果は、市のホームページに掲載する。

(5) 失格

次に該当する応募者は失格とする。

- ① 提案期限を過ぎて提案書類が提出された場合。
- ② 提案書類に虚偽の記載があった場合。
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- ④ 本募集要項に違反すると認められる場合。
- ⑤ 「2. 事業概要 (4)」に記載する事業限度額以上の見積額が提案された場合。

12. 留意事項

(1) 提案書における留意事項

- ① 本事業に係るリース契約の経費は、「2. 事業概要 (4)」に記載する事業限度額以下であること。
- ② 本設備のリース開始は、令和8年4月から予定しているため、これに整合した事業計画であること。
- ③ リース契約終了後の本設備等の所有権の帰属について言及すること。
- ④ 郵送、電子メール等通信事故について、市は一切責任を負わない。

(2) 事業実施に関する項目

① 誠実な業務遂行

- (ア) 事業者は、本要項及び配布資料など諸条件に沿って、誠実に業務を遂行すること。
- (イ) 業務の全部または一部を第三者に再委託することはできない。ただし、当市が再委託を許可した場合はこの限りではない。
- (ウ) 業務遂行にあたり疑義が生じた場合は、市との間で誠意をもって協議すること。
- (エ) 業務の遂行上知り得た内容は、第三者に漏らしてはならない。

② 事業契約期間中の事業者との関わり

事業者は、事業者の責により事業を遂行すること。市は契約書に定められた方法により、事業実施状況について確認を行う。

③ 事業の継続が困難となった場合における措置

- (ア) 事業者の責に帰すべき事由により事業継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、市は、事業者に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、事業者が当該期間内に改善することができなかつた場合は、市は、事業者との契約を解除することができるものとする。
- (イ) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、契約に基づく事業の継続が困

- 難と認められる場合には、市は、事業者との契約を解除することができるものとする。
- (ウ)上記 (ア) 又は (イ) により契約を解除した場合は、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。
- (エ)不可効力その他市又は事業者の責めに帰すことができない事由により事業の継続が困難となった場合は、市と事業者は、事業継続の可否について協議する。

13. 入札参加資格申請受付に関する事項

(1) 申請に必要な書類及び申請方法

申請においては、「申請の手引き」を確認のうえ、申請書類を以下の (5) の担当課まで郵送してください。

「申請書」及び「申請の手引き」については、鹿角市ホームページからダウンロードしてください。

(2) 申請受付期間

令和7年6月18日(水)から7月11日(金)まで[必着] ※土日祝日を除く

(3) 申請受付時間

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く)

(4) 申請に関する留意点

申請の際は、「総合運動公園・アルパス照明設備賃貸借」に関する申請書提出である旨を記載してください。

(5) 申請の担当課及び問合せ先

- 住所 秋田県鹿角市花輪字荒田4番地1
- 担当課 鹿角市教育委員会スポーツ振興課
- 電話番号/FAX 0186-30-0297/0186-22-0888

14. 予想されるリスク分担表

	リスクの種類	リスクの内容	負担	
			市	事業者
共通	募集要項の誤り	募集要項の記載事項に重大な誤り	○	
	事業提案の誤り	事業の提案が達成できない場合		○
	安全性の確保	工事・維持管理における安全性の確保		○
	環境の保全	工事・維持管理における環境の確保		○
	制度の変更	法令・許認可・税制の変更	○	○
	保険	維持管理期間のリスクを保証する保険		○
	事業の中止・延期		当市の指示	○
設備導入に必要な許可等の遅延によるもの				○
事業者の事業放棄、破たんによるもの				○
計画・設計段階	不可抗力	天災等による設計変更・中止・遅延 (詳細は契約書による)	○	○
	物価	急激なインフレ・デフレ(設計費に影響があるもの)	○	○
	設計変更	当市の指示・判断によるもの	○	
		事業者の指示・判断によるもの		○
	資金調達	必要な資金の確保に関すること		○
工事段階	第三者賠償	工事における第三者への損害賠償義務		○
	不可抗力	天災などによる設計変更・中止・遅延	○	○
	物価	急激なインフレ・デフレ(工事費に影響があるもの)	○	○
	用地の確保	資材置き場の確保		○
	設計変更	当市の指示・判断によるもの	○	
		事業者の指示・判断によるもの		○
	工事遅延・完成	当市の責による工事遅延・未完工による引き渡し遅延	○	
		事業者の責による工事遅延・未完工による引き渡し遅延		○
工事費増大	当市の指示、承認による工事費の増大	○		
	事業者の指示、判断によるもの		○	

	リスクの種類	リスクの内容	負担	
			当市	事業者
	性能	要求仕様不適合		○
	一般的改善	引き渡し前に工事目的物等に関して生じた損害		○
		引き渡し前に工事に起因して施設に生じた損害		○
支払	金利	期中金利の変更		○
維持管理関係	設計変更	当市の責による事業内容の変更	○	
		事業者が必要と考える計画変更		○
	利用者等に及ぼした損害賠償	設備に起因して生じた利用者への損害に対する賠償	○	○
	維持管理費の上昇	設計変更以外の要因による維持管理費の増大		○
	本設備の損傷	当市の故意・過失又は施設に起因する本設備の損傷	○	
		事業者の故意・過失による本設備の損傷		○
	施設損傷	事業者の故意・過失又は本設備に起因する施設・設備の損傷		○
		不可抗力以外のその他の原因による施設・設備の損傷	○	○
	瑕疵担保	本設備に関する隠れた瑕疵の担保責任		○
	不可抗力	火災・天災など不可抗力による本設備の損傷	○	○
本設備の不良	本設備が所定の性能を達しない場合		○	

15. 契約に関する事項

(1) 契約の手順

市と優先交渉権者は、詳細協議の結果、双方が合意した場合にリース契約締結の手続きを行う。優先交渉権者と詳細協議の結果、双方が合意しない場合など、契約の締結が不可能となった場合は、次点交渉権者と詳細協議を行う。

(2) 契約の時期

令和7年8月中旬（予定）

(3) 契約の概要

募集要項、提案書及び維持管理計画に基づき、契約を締結するものであり、事業者が遂行すべき工事及び維持管理に関する業務内容や支払方法などを定めるものとする。

また、市と事業者の役割と責任及び遵守事項を明確化し、相互の確認事項や方法及び時期等について明記するものとする。

16. 提案書類作成要領

(1) 一般的事項

- ① 使用言語は日本語、通貨は日本通貨、単位は計量法に定めるものとし、すべてを横書きとする。なお、原則としてフォントはMS明朝12ポイントで統一すること。
- ② 提出書類に各々書類符号を記した表紙及び目次を付けて、A4縦長ファイルに左綴じし、各書類にページを付し、応募書類がわかる様に右端にインデックスを付けたものを9部（正1、副8）提出すること。なお、A4判以外の様式についてはA4判サイズに折り込むこと。

(2) 提出書類

- ① 提案書提出届（様式第11号）
- ② 提案書類表紙（様式第12号）
- ③ 事業実施体制書（様式第14号）
- ④ 使用器具提案書（様式第15号）
- ⑤ 維持管理等提案書（様式第16号）
- ⑥ 工事中の対応・廃棄計画書（様式第17号）
- ⑦ 契約終了後の対応（様式第18号）
- ⑧ 見積書（任意様式）

(3) 作成要領

- ① 事業実施体制書（様式第13号）

本リース、照明機器供給、取換工事等、役割ごとの事業の実施体制・組織・役割分担について記載すること。
- ② 使用器具提案書（様式第14号）

使用器具については、対象施設の照明設備状況を理解したうえで選定すること。また、選定においては可能な限り既設照明器具を再利用できる提案であることとし、再利用ができない器具においては既設照明器具の撤去及び新規設置でも可能とする。使用するLED照明の生産体制及び供給体制、ワット数その他エネルギーの消費状況の評価内容、器具仕様に関する内容説明などについて記載すること。

また、調光制御システム等の採用による消費電力削減について提案があれば記載すること。
- ③ 維持管理等提案書（様式第15号）

本設備の維持管理業務について、照明設備の不具合を発見又は通報を受けたときの対応、サポート体制、その他災害を含む緊急時対応方法の考え方を記載すること。また、コスト削減及びサービス水準の向上の視点で工夫している点があれば記載すること。
- ④ 工事中の対応・廃棄計画書（様式第16号）

設置工事の安全管理、工程管理など実施計画の内容や既設照明の処理方法などに関する内容を記載すること。
- ⑤ 契約終了後の対応（様式第17号）

リース契約期間終了後の対応、本設備の取り扱いについて記載すること。

⑥ 見積書（任意様式）

本事業に要する経費全体の経費（リース料を含む）について見積りを行うこと。

なお、内訳については次の（ア）～（オ）を参考にすること。

（ア）照明器具の調達に要する経費

（イ）照明器具設置に要する経費

（ウ）維持管理に要する経費

（エ）その他の経費

（オ）リース料に要する経費

17. 提供（閲覧）資料等

当市が応募者に提供（閲覧）する資料は次のとおりとする（無償）。

① 提供（閲覧）資料

各施設の平面図 ※図面が大きくコピーが難しいものは写真撮影を可とする。

【※各施設への現場調査も可とする。その場合、現場調査を希望する日の3開庁日前までに本事業担当課（スポーツ振興課）へ連絡をすること。なお、現場調査は施設運営に支障が出ない範囲で行うこと。】

② 提供（閲覧）期間

令和7年7月16日（水）から7月23日（水）まで（土日祝日を除く。）

受付時間は、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

上記期間に、資料提供申請書【様式第1号】に必要事項を記載し、申請すること。

③ 提供（閲覧）方法

直接スポーツ振興課で提供（閲覧）する。